

登 録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

東京都知事 石 原 慎太郎 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
F A X

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住所（郵便番号）	
住 所	電話番号	
事業所の名称及び所在地		
名 称	所在地（郵便番号）	
所 在 地	電話番号	
回収しようとするフロン類の種類		
CFC		
HFC		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合においては、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

平成 年 月 日

東京都知事 石 原 慎太郎 殿

住所
申請者 氏名 印

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくフロン類回収業者の登録申請において、私は下記の条項各号に該当しない者であることを誓約します。

記

使用済自動車の再資源化等に関する法律（第56条第1項各号）

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までに該当する者があるもの

誓 約 書

平成 年 月 日

東京都知事 石 原 慎太郎 殿

申請者 住所・名称
職・氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の職氏名)

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくフロン類回収業者の登録申請において、私及び別紙記載の役員等は下記の条項各号に該当しない者であることを誓約します。

記

使用済自動車の再資源化等に関する法律(第56条第1項各号)

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第1号から第5号までに該当する者があるもの

(ふりがな) 氏 名	役 職